

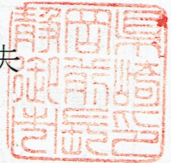
御環第40-4号  
2017年8月31日

## 一般廃棄物処理業許可証

住所 静岡市清水区大内16番地の1  
氏名 オーツービジネス有限公司  
代表取締役 岡村 譲二  
電話 054-346-5868

平成29年8月28日付けの一般廃棄物処理業許可申請について、御前崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第5条の規定により、下記のとおり許可します。

御前崎市長 柳澤重夫



### 記

- |               |   |
|---------------|---|
| 1. 取扱一般廃棄物の種類 | 生ごみ類、紙くず類、木くず類<br>ビニール・プラスチック類、カン類、瓶類<br>(感染性でないものに限る) 以上6品目。   |
| 2. 業務の内容      | 一般廃棄物の収集、運搬(積替え、保管行為を除く。)   |
| 3. 有効期間       | 2017年9月1日から<br>2019年8月31日まで(2年間)  |
| 4. 営業区域       | 御前崎市内全域   |
| 5. その他        | (環境衛生上必要な条件)<br>(1) 業務遂行にあたっては関係法令等を遵守し環境衛生上支障のないよう万全を期し、適正な運搬及び処理を行うこと。<br>(2) 年間計画書を環境保全センターへ提出すること。(排出事業所・運搬量等)<br>(3) 帳簿を整備しておくこと。(帳簿への記載事項)<br>① 収集又は運搬年月日<br>② 収集区域又は受入先<br>③ 運搬方法及び運搬先への搬入量<br>* 帳簿は5年間保存しておくこと。<br>* 上記①②③は一般廃棄物の種類ごと記載整備しておくこと。<br>(4) 環境保全センターへは営業区域以外の廃棄物を搬入してはならない。<br>* 上記(4)の事実を確認した場合は許可取り消し処分とする。<br>(5) 申請内容(排出事業者含む)を変更しようとするときには事前に市と協議すること。<br>(6) 搬入するときは環境保全センターの職員の指示に従うこと。<br>(7) 取扱一般廃棄物の種類は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第二項に定義されている廃棄物に限る。 |